告示

○内閣府告示第八号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十九条第二項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫が業務に係る現金を預け入れることができる金融機関として指定する件（昭和五十六年総理府告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

「一　信用金庫
二　株式会社商工組合中央金庫」を
「一　信用金庫
二　沖縄県農業協同組合
三　株式会社商工組合中央金庫」に改める。

○総務省告示第四百六十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があったので、平成二十四年総務省告示第三百五十号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年十二月二十六日

総務大臣　山本　早苗

「〔自由民主党〕自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部の項4中
光熱水費　385,591
備品・消耗品費　164,089
光熱水費　379,363
備品・消耗品費　170,317」を
同項5中
「一件五万円未満の計　41,060
合計　164,089
一件五万円未満の計　47,288
合計　170,317
〔自由民主党〕自由民主党茨城県第三選挙区支部の項7中
「〃　97,859〃
〃　97,849〃
〃　158,344〃
一件五万円未満の計　10」を
「〔自由民主党〕自由民主党新潟県第四選挙区支部の項4中
光熱水費　46,760
事務所費　28,214
事務所費　40,000
事務所費　58,546」に改め、
同項5中
「一件五万円未満の計　40,000
合計　40,000
一件五万円未満の計　58,546
合計　58,546
〔自由民主党〕自由民主党愛知県第六選挙区支部の項7中
光熱水費　490,143
事務所費　470,425
事務所費　4,054,595
事務所費　4,074,313」を
同項8中
「一件五万円未満の計　1,240,145
合計　4,054,595
一件五万円未満の計　1,259,863
合計　4,074,313」を
に改める。

〔自由民主党〕支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）の項6を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳
経常経費　2,268,678,755
人件費　1,501,489,572
光熱水費　45,225,104
備品・消耗品費　170,866,305
事務所費　551,097,774
政治活動費　821,966,774
組織活動費　198,645,826
選挙関係費　32,064,292
機関紙誌の発行その他の事業費　570,272,756
機関紙誌の発行事業費　127,506,628
宣伝事業費　442,766,128
調査研究費　20,978,960
その他の経費　4,940
合計　3,090,645,529

〔自由民主党〕政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）の項6を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳
支部政党交付金　2,966,200,000
経常経費　4,463,147,898
人件費　2,999,646,176
光熱水費　45,225,104
備品・消耗品費　180,827,523
事務所費　1,237,449,095
政治活動費　3,641,655,056
組織活動費　493,386,955
選挙関係費　149,543,293
機関紙誌の発行その他の事業費　2,887,265,690
機関紙誌の発行事業費　376,382,295
宣伝事業費　2,510,883,395
調査研究費　111,454,178
その他の経費　4,940
合計　11,071,002,954

○総務省告示第四百六十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があったので、平成二十五年総務省告示第三百六十七号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年十二月二十六日

総務大臣　山本　早苗

〔自由民主党〕自由民主党新潟県第四選挙区支部の項7を次のように改める。

賃貸料	60,000	渡邊三枝子　新潟市
賃貸料敷金	50,000	〃　〃
賃貸料	60,000	〃　〃
〃	60,000	〃　〃
〃	60,000	〃　〃
〃	150,000	㈱クリエーション　三条市
〃	60,000	渡邊三枝子　新潟市